# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
51	寝屋川市 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施の ための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公 的給付の支給に関する事務

### 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

寝屋川市は公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

### 評価実施機関名

寝屋川市長

### 公表日

令和7年4月25日

### I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務						
①事務の名称	寝屋川市 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務					
②事務の概要	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。(従前の住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給に関する事務、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の支給に関する事務及び価格高騰緊急支援給付金の支給に関する事務については別に保護評価書を定めているため除く)  ① 令和5年度低所得者支援給付金(住民税均等割のみ課税世帯への10万円給付)【令和6年7月31日終了】 ② 令和5年度低所得者支援給付金(子育て世帯への加算給付)【令和6年7月31日終了】 ③ 令和6年度低所得者支援給付金【令和6年11月30日終了】 ④ 定額減税補足給付金【令和6年11月30日終了】 ⑤ 令和6年度低所得者支援給付金(住民税非課税世帯への3万円給付及び子育て世帯への加算)					
③システムの名称	住基システム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバ					

#### 2. 特定個人情報ファイル名

特定公的給付に係る税情報ファイル、特定公的給付に係る口座情報ファイル

#### 3. 個人番号の利用

法令.	上の	)根拠

番号法 第9条第1項、別表 第135項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める

事務を定める命令 第74条

公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条

## 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[ 実施する	]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠		この個人を識別するための番号	・の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく ジタル庁・総務省令第9号)第2条の表160の項

#### 5. 評価実施機関における担当部署

①部署	福祉部保護課
②所属長の役職名	保護課長

#### 6. 他の評価実施機関

#### 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先

総務部総務課

〒572-8555 大阪府寝屋川市本町1-1 072-825-2195

#### 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先

福祉部保護課

〒572-8566 大阪府寝屋川市池田西町24番5号 072-838-0347

#### 9. 規則第9条第2項の適用

]適用した

適用した理由

## Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1万人以上10万人未満 ]		]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上	
	いつ時点の計数か	令和	17年4月1日 時点			
2. 取扱者	数					
特定個人情報	特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		500人未満 ]		<選択肢> 1)500人以上 2)500人未満	
	いつ時点の計数か	令和	17年4月1日 時点			
3. 重大事	3. 重大事故					
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		]	発生なし		<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし	

## Ⅲ しきい値判断結果

## しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

## Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類					
	項目評価書 ] 施機関については、それぞ		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書		
• #+m   ##• = 1 - 7 /4	**************************************				
2. 特定個人情報の入手(†	育報提供ネットリークシ.	ステムを通じた人も	- <b>を除く。)</b> 		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている		
3. 特定個人情報の使用					
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[  十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている		
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		[ 0 ]委託しない		
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や情報提供ネットワ	ノークシステムを通じた	と提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている		
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続	T.	]接続しない(入手) [〇]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている		
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている		

7. 特定個人情報の保管・消去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[ 十分で	·ある ]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
8. 人手を介在させる作業			Ι	]人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[ 十分で	きある ]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
判断の根拠	うようにしており、人		リスクへ	扱いに関して手作業が介在するが、複数人での確認を行 への対策は十分であると考えられる Fの廃棄		

9. 監査		
実施の有無	[〇] 自己点検	[ ] 内部監査 [ ] 外部監査
10. 従業者に対する教育・	啓発	
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている	<選択肢>
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策	[ ]全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられ る対策	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われ 2) 目的を超えた紐付け、引 3) 権限のない者によって 4) 委託先における不正な( 5) 不正な提供・移転が行れ 6) 情報提供ネットワークシ 7) 情報提供ネットワークシ	事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 不正に使用されるリスクへの対策 使用等のリスクへの対策 われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) システムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 システムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 システムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 ・・滅失・毀損リスクへの対策
当該対策は十分か【再掲】	[ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	思決定を必要としている。また、 ととしており、権限のない者によ	照会は、情報部門の担当者に依頼しているが、当該依頼には課としての意、依頼に際しては、情報部門・本事務ともに特定の担当者のみが携わるこよって不正に使用・情報が入手されることはない。 って不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と言える。

#### 変更簡所

変更箇	_				
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年6月19日	個人のプライバシー等の権利 利益の保護の宣言	寝屋川市は公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	寝屋川市は公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、その取扱いが個人のブライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のブライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事前	
令和6年6月19日	事務の概要	公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。 公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な法律 施のための預貯金口座の登録等に関する法者、 及び行政手続における特定の個人を識別よる ための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(以下、の事務で取り扱う。(従前の住民税非課税世系)する臨時特別給付金の支給に関する事務及び価格高騰緊急支援給電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の支給に関する事務及び価格高騰緊急支援接給日金の支給に関する事務及び価格高騰緊急支援接続評価書を定めているため除く) ① 令和5年度低所得者支援給付金(住民税均等初のみ課税世帯への10万円給付) ② 令和5年度低所得者支援給付金(子育で世帯への加算給付) 受給要件の抽出及び確認にあたり個人情報を以下のとおり利用する。 住基デタ、個人住民税データを突合し対象者を抽出。他市からの転入者等、寝屋川市におい	3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律、原成の番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。(従前の住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給に関する事務及び価格高騰緊急支援給付金の支給に関する事務及び価格高騰緊急支援給付金の支給に関する事務及び価格高騰緊急支援給付金の支給に関する事務及び価格高騰緊急支援給付金の支給に関する事務及び価格高騰緊急支援給付金の支給に関する事務及び価格高騰緊急支援給付金の支給に関する事務及び価格高騰緊急支援給付金の支給に関する事務及び価格高騰緊急支援給付金の支給に関する事務及び価格高騰緊急支援給付金(住民税均等割のみ課税世帯への10万円給付)② 令和5年度低所得者支援給付金(子育て世	事前	
令和6年6月19日	特定個人情報ファイル名	令和5年度低所得者支援給付金(住民税均等割のみ課税世帯への10万円給付)に係る税情報ファイル、令和5年度低所得者支援給付金(子育て世帯への加算給付)に係る税情報ファイル	低所得者支援給付金に係る税情報ファイル、定額減税補足給付金に係る税情報ファイル	事前	
令和6年6月19日	3 個人番号の利用	番号法 第9条第1項、別表第一 第101項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号) 第74条		事前	
令和6年6月19日	4 情報提供ネットワークシス テムによる連携	■情報照会の根拠 番号法 第9条第1項、別表第一 第101項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定 める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務 省令第七号) 第59条の4 ■情報提供 なし	■情報照会の根拠 番号法 第19条第8号 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律第十九条第八号 に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2 条の表160の項 ■情報提供 なし	事前	
令和6年12月27日	IV リスク対策8.人手を介在させる作業		「十分である」 本事務では下記の局面で特定個人情報の取り 扱いに関して手作業が介在するが、複数人で の確認を行うようにしており、人為的ミスが発生 するリスクへの対策は十分であると考えられる ・個人番号および本人情報が記載された申請 書の廃棄	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月27日	IV リスク対策11最も優先度が高いと考えられる対策		3)権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策「十分である」・特定個人情報を用いた情報照会は、情報部門の担当者に依頼しているが、当該依頼には課としての意思決定を必要としている。また、依頼に際しては、情報部門・本事務ともに特定の担当者のみが携わることとしており、権限のない者によって不正に使用・情報が入手されることはない。そのため、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と言える。	事後	
令和6年12月27日	事務の概要	公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。 公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する引きるとしための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。(従前の住民稅非課稅世帯等に対する臨時代別給付金の支給に関する事務、電力・ガス・関する勝等価格高騰緊急支援給付金の支給に関する事務と価格高騰緊急支援給付金の支給に関する事務と価格高騰緊急支援給付金の支給に関する事務とでは、10 令和5年度低所得者支援給付金(住民稅均等割のみ課稅世帯への加算給付)②令和5年度低所得者支援給付金(子育て世帯への加算給付)③令和5年度低所得者支援給付金(子育て世帯の加算給付)。②令和5年度低所得者支援給付金(子育て世帯の加算給付)③	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定交的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律を限立を行う。公的給付の支給等に関する法律(平成25年法律第27号)以下番号法」という。)の規定に法律第27号,以下番号法」という。)の規定に法律第27号,以下番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う(従前の住民稅非課稅世帯等に対する臨時特別給付金の支給に関する事務、電力・ガス・食材品等を表別、一般を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を		
令和6年12月27日	特定個人情報ファイル名	低所得者支援給付金に係る税情報ファイル、定 額減税補足給付金に係る税情報ファイル	特定公的給付に係る税情報ファイル、特定公的給付に係る口座情報ファイル		
令和6年12月27日	II しきい値判断項目 1 対象人数 2 取扱者数 の「いつの時点の計数か」	2024/6/1	2024/12/13		
	事務の概要	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な法律の人をが表している。以近行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。(従前の住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給に関する事務及び価格高騰緊急支援給付金の支給に関する事務及び価格高騰緊急支援給付金の支給に関する事務及び価格高騰緊急支援給付金の支給に関する事務及び価格高騰緊急支援給付金の支給に関する事務及び価格高騰緊急支援給付金(住民税均る事務及び価格高騰緊急支援給付金(住民税均の事務及び低所得者支援給付金(行令和6年7月31日終了)(2)令和5年度低所得者支援給付金(行令和6年7月31日終了)(2)を割が開発付)(令和6年7月31日終了)(3)令和6年度低所得者支援給付金(行利6年11月30日終了)(4)定額減税補足給付金(令和6年11月30日終了)(5)令和6年度低所得者支援給付金(住民税非課税世帯への加済的任政び子育て世帯への加算)	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給等に関する迅速かつ破棄を行う。 公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律ので表したのの番号の利肝等に関する法律(平成25年に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。(従前の住民税共和、共和、大田、大田、大田、大田、大田、大田、大田、大田、大田、大田、大田、大田、大田、		
	II しきい値判断項目 1 対象人数 の「対象人数」	1,000人以上1万人未満	1万人以上10万人未满		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	II しきい値判断項目 1 対象人数 2 取扱者数 の「いつの時点の計数か」	2024/12/13	2025/4/1		